

# 岐阜県公報

## 目次

選挙管理委員会告示  
岐阜県選挙管理委員会規程の一部改正  
岐阜県選挙執行規程の一部改正

(選挙管理委員会)  
一

号外 (二) 平成二十年三月二十六日

## 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十八号

岐阜県選挙管理委員会規程（昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

第十二条の二中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

### 附則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県選挙管理委員会告示第十九号

岐阜県選挙執行規程（昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

目次中「及びポスターの作成の公費」を「並びにヒラ及びポスターの作成の公費負担」に改める。

「第三章 自動車の使用及びボスターの作成の公費」を「第三章 自動車の使用並びにピラ及びボスターの作成の公費負担」に改める。

第五条第一項中「岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における自動車の使用及びボスターの作成の公費に関する条例」を「岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に、「公費条例第三条の」を「同条の」に改める。

第五条の二第一項中「第四条第一項第二号ロ」の下に「第四条の二」を加える。

第五条の三中「又はボスター」を「ピラの作成を業とする者（以下「ピラ作成業者」という。）又はボスター」に改める。

第五条の四第一項中「自動車使用証明書」の下に「ピラ作成証明書」を加え、「又はボスター作成業者」を「又はピラ作成業者若しくはボスター作成業者」に改め、同条第二項中「自動車使用証明書」の下に「ピラ作成証明書」を加え、「及び第三号様式の五」を「から第三号様式の六まで」に改める。

第五条の五第一項中「又は第五条」を「から第五条まで」に改め、「自動車使用証明書」の下に「ピラ作成証明書」を、「燃料供給業者」の下に「ピラ作成業者」を加え、同条第二項中「別記第三号様式の六」を「別記第三号様式の七」に改める。

別記第三号様式その二を別記第三号様式その三とし、別記第三号様式その一の次に次の様式を加える。

(その2)

ピラ作成契約届出書

次のとおりピラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日 執行岐阜県知事選挙

候補者 氏 名 印

岐阜県選挙管理委員会委員長 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
	電話 ( )	枚	円	
	電話 ( )	枚	円	
	電話 ( )	枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

岐阜県川柳警察の「岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における自動車の使用及びボスタワーの作成の公費に関する条例」及び「岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に記載の。

岐阜県川柳警察の「岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における自動車の使用及びボスタワーの作成の公費に関する条例」及び「岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に記載の「岐阜県川柳警察の」

(その2)

ボウ作成枚数確認申請書

確認番号

次のボウ作成枚数につき、岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の2の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

年 月 日 執行岐阜県知事選挙  
候補者 氏 名 印

岐阜県選挙管理委員会委員長 様

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 \_\_\_\_\_ 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数	備考
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚	
今回の枚数 (b)	枚	枚	
枚数計 (a) + (b)	枚	枚	

- 備考 1 この申請書は、ボウ作成業者ごとに別々に候補者から岐阜県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ボウ作成枚数について公費負担の対象となるもの確認を受けするためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のボウ作成業者によって作成された枚数を含めた枚数を記載してください。

岐阜県川中津市において「岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における自動車の使用及びボスタターの作成の公費に関する条例」や「岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に関する。

岐阜県川中津市において「岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における自動車の使用及びボスタターの作成の公費に関する条例」や「岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に関する。

(その2)

確認番号

ビラ作成枚数確認書

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の2の規定により、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内であることを確認する。

年 月 日

岐阜県選挙管理委員会  
 委員長 氏 名 印

記

- 1 年 月 日執行岐阜県知事選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 \_\_\_\_\_ 枚

備考 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者から、ビラ作成業者に提出してください。  
 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。  
 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。

岐阜県川辺郡石川町「岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における自動車の使用及びボスターの作成の公営に関する条例」並びに「岐阜県議会議員及び岐阜県知事の

選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」並びに

1	請求金額	
2	内訳	
3	選挙の種類	
4	候補者の氏名	
5	金融機関名 口座番号	

請求金額	
内訳	
選挙の種類	
候補者の氏名	
フリガナ	
金融機関(支店)名	(金融機)
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

別紙請求内訳書のとおり

円

年 月 日 執行 選挙 ( 選挙区)

開名)

(支店名)

1 普通 2 当座

岐阜県川辺郡石川町

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における自動車の使用及びボスターの作成の公営に関する条例」並びに「岐阜県議会議員及び岐阜県知事の

1	請求金額	
2	内訳	
3	選挙の種類	
4	候補者の氏名	
5	金融機関名 口座番号	

請求金額	
内訳	
選挙の種類	
候補者の氏名	
フリガナ	
金融機関(支店)名	(金融機)
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

別紙請求内訳書のとおり

円

年 月 日 執行 選挙 ( 選挙区)

別紙請求内訳書のとおり		円
年 月	日執行 選挙 ( 選挙区)	
開名) (支店名) 1 普通 2 当座		

上記の「回覧付」を添付し、

のその「回覧」の様式に次の様式を加える。

(その2)

請 求 書  
(ビラの作成)

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例第4条の2の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名  
電 話 番 号 ( )

印

岐阜県知事 様

記

請 求 金 額		円
内 訳	別紙請求内訳書のとおり	
選挙の種類	年 月	日執行岐阜県知事選挙
候補者の氏名		
フリガナ		
金融機関(支店)名	(金融機関名)	(支店名)
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成  
証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することは  
できません。

(別紙)

請 求 内 訳 書  
(ビラの作成)

区 分	単価 (a)	枚数 (b)	金額 (a) × (b)	備 考
作 成 金 額	円	枚	円	
基 準 限 度 額	円	枚	円	
請 求 金 額	円	枚	円	

備考 1 「基準限度額」欄の「単価 (a)」には、次により算出した金額を記載してください。

(1) ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合  
7円30銭

(2) ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合  
 $365,000円 + 4円88銭 \times (作成枚数 - 50,000)$

作成枚数

注 1 銭未満の端数は、1銭とする。

2 「基準限度額」欄の「枚数 (b)」には、ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 「請求金額」欄の「単価 (a)」には、「作成金額」欄の「単価 (a)」と「基準限度額」欄の「単価 (a)」のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

4 「請求金額」欄の「枚数 (b)」には、「作成金額」欄の「枚数 (b)」と「基準限度額」欄の「枚数 (b)」のうちいずれか少ない方の枚数を記載してください。

別記第三号様式の五を別記第三号様式の六とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第3号様式の5 (第5条の4関係)

ピア作成証明書

次のとおりピアを作成したことを証明します。

年 月 日

年 月 日 執行岐阜県知事選挙  
候補者 氏 名 印

記

ピア作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

作成枚数

作成金額

備考

備考 1 この証明書は、ピア作成業者ごとに別々に作成し、候補者からピア作成業者に提出してください。

2 ピア作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書とピア作成枚数確認書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物を没収された場合には、ピア作成業者は、県に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 160,000枚

(2) 限度額

イ ピア作成枚数確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の

場合

限度額 = 7円30銭 (単価) × 当該作成枚数

ロ ピア作成枚数確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える

場合

365,000円 + 4円88銭 × (当該作成枚数 - 50,000) = 単価

作成枚数

1 銭未満の端数は1銭とする。

限度額 = 単価 × ピア作成枚数確認書により確認された作成枚数

(1円未満の端数は1円とする。)

附 則  
この規程は、平成二十年三月二十六日から施行する。

平成二十年三月二十六日印刷  
平成二十年三月二十六日発行

発行所 岐阜県岐阜市三輪二丁目一丁目一  
岐阜県岐阜市三輪二丁目一丁目一

印刷者 岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
印刷所 岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
定価 一か年 四八、〇〇〇円 (送料共) (消費税二二八六円を含む。)